

1 計画策定の背景

(1) 気候変動と脱炭素（カーボンニュートラル）

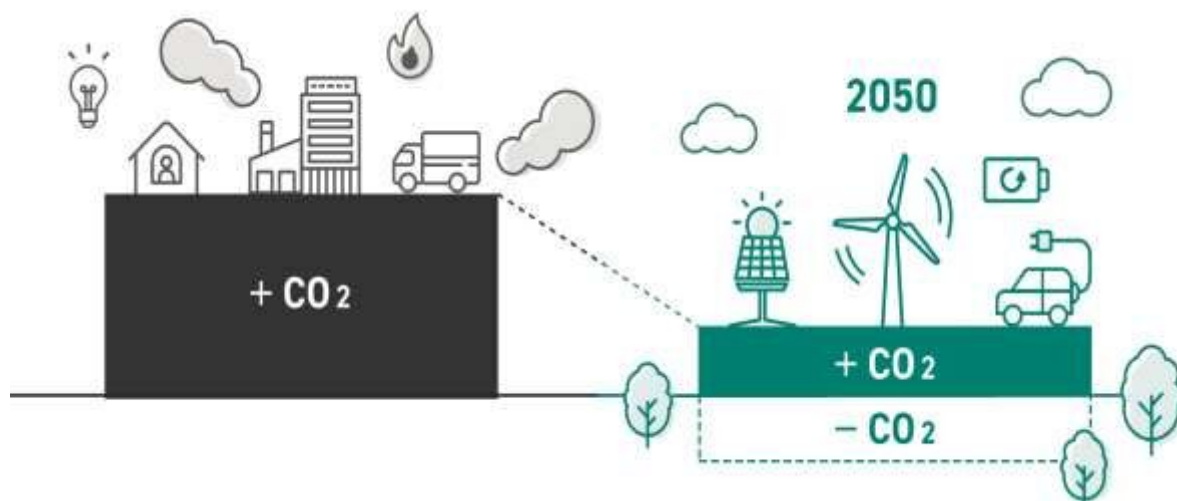
地球表面の平均気温上昇（地球温暖化）と気候変動※は、最も重大な地球環境問題です。その最大の要因は、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス※の大気中の濃度が高まっていることです。

人類は、産業革命から後、地中に蓄えられていた化石燃料（石炭、石油、天然ガス）を使って文明を発展させましたが、そのことが大気中の二酸化炭素濃度を高めることとなりました。さらに、土地の開発は、自然の仕組みの中で行われる二酸化炭素吸収や気温上昇の緩和等の働きを損ねてきました。現在も気候変動※が進んでおり、世界各地で酷暑や豪雨、海水温上昇などの深刻な影響が目に見えて大きくなっています。

この現状に対して、世界は 2015（平成 27）年にパリ協定※を結び、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つ（2℃目標）とともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（1.5℃目標）」で合意しました。その後、日本を含む多くの国が「2050 年までに温室効果ガス※排出量を実質（排出と吸収の差し引きで）ゼロとするカーボンニュートラル」を目標に掲げています。また、途上国での危機的な影響を踏まえて、「損失と損害（ロス＆ダメージ）」への対策が大きな論点となっています。

脱炭素（カーボンニュートラル）※のためには、革新的な技術の開発とその早期の社会への実装とともに、現時点で活用可能な技術を最大限に活用してすぐに取り組を始めることも不可欠です。

日本は、2025（令和 7）年 2 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、1.5℃目標と総合的で野心的な目標として、2030（令和 12）年度、2035（令和 17）年度、2040（令和 22）年度において、温室効果ガス※を 2013（平成 25）年度からそれぞれ、46%、60%、73%削減することを目指すとしています。



出典：脱炭素ポータル（環境省）

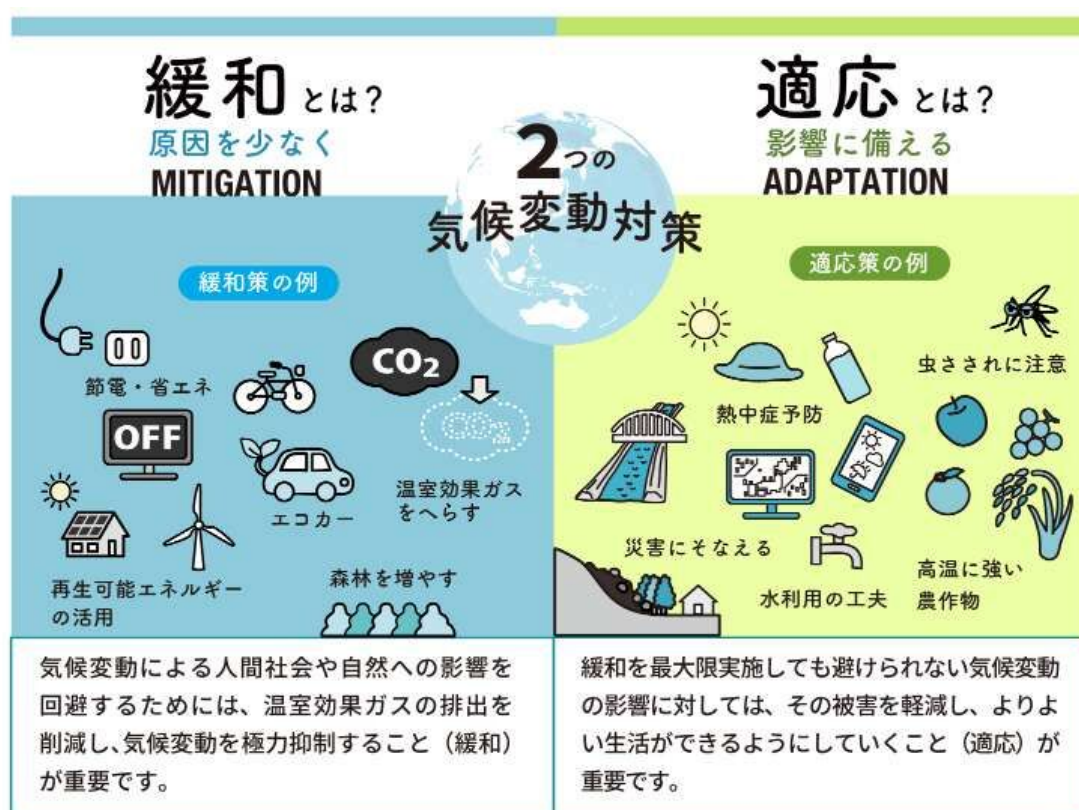
図 18 カarbonニュートラルのイメージ

国内地域に向けては、2030(令和12)年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すものとして、「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」(2021(令和3)年10月)が策定されました。

また、広報活動や情報基盤として、「全国地球温暖化防止活動推進センター JCCCA※」「脱炭素ポータル※」「デコ活※ 暮らしの中のエコロがけ」「エコジン※ ecojin」「プラスチック・スマート※ Plastics Smart」「食品ロスポータルサイト」などを WEB サイトや SNS、印刷物などで展開しています。都道府県でも地球温暖化活動防止推進センターが設置されており、埼玉県内では「埼玉県地球温暖化防止活動推進センター」が、行政、事業者、民間団体などと協働のもと地球温暖化対策に取り組んでいます。

気候変動※対策では、大気中の温室効果ガス※を減らして温暖化を防ぐ緩和策と、変化する気候の下で悪影響を最小限に抑えるための適応策の2つが両輪となります。国は2018(平成30)年11月に、「気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること」を目標とする「気候変動適応計画」を策定しました。

国立環境研究所は、「気候変動適応センター」を設立し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供、地方公共団体や地域気候変動適応センター※への技術的助言や援助などを行い、WEB サイト「気候変動適応情報プラットフォーム A-PLAT」を公開しています。自治体による地域気候変動適応センター※も増えており、埼玉県は「埼玉県気候変動適応センター※」を設置して気候変動※の影響評価と適応策に関する情報発信を行っています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム A-PLAT（国立環境研究所）

図 19 緩和策と適応策のイメージ

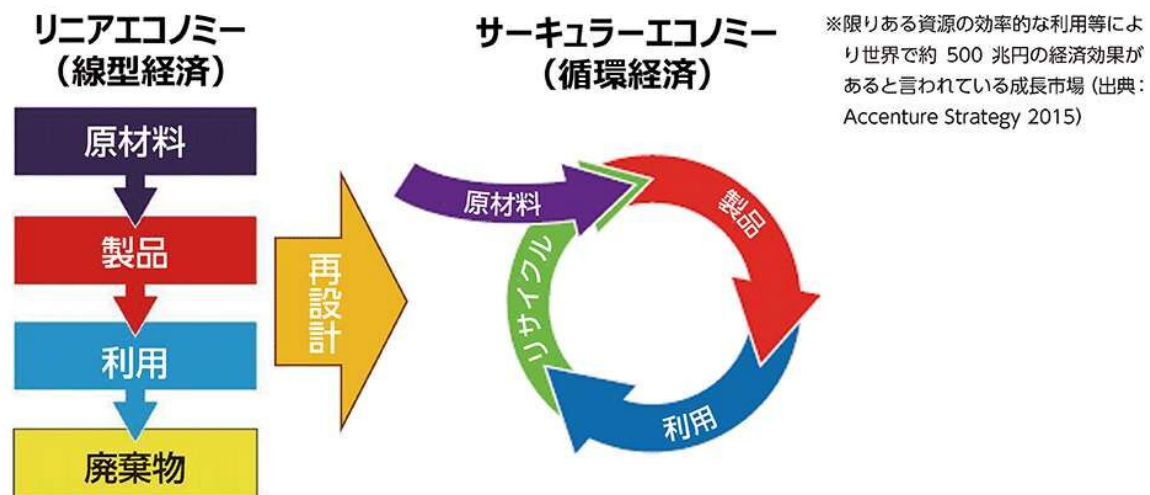
(2) 循環型社会形成

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、気候変動※、天然資源の枯渇、生物多様性※の破壊など様々な環境問題につながり、これらへの対処が課題となっています。

循環型社会とは、廃棄物等の発生を抑制し、資源を循環的に利用したうえで、最終的に廃棄されるものについて適正な処分を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことで、循環型社会形成推進基本法に循環型社会の形成のための国の施策が明示されています。

現在、循環型社会を形成するため、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)※への移行を目指すことが、世界の潮流となっています。

国は、2019(令和元)年5月に「プラスチック資源循環戦略※」を策定、2024(令和6)年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環経済(サーキュラーエコノミー)※の推進を図っています。



資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」(2016) より環境省作成

出典：令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

図 20 循環経済(サーキュラーエコノミー)のイメージ

(3) 生物多様性

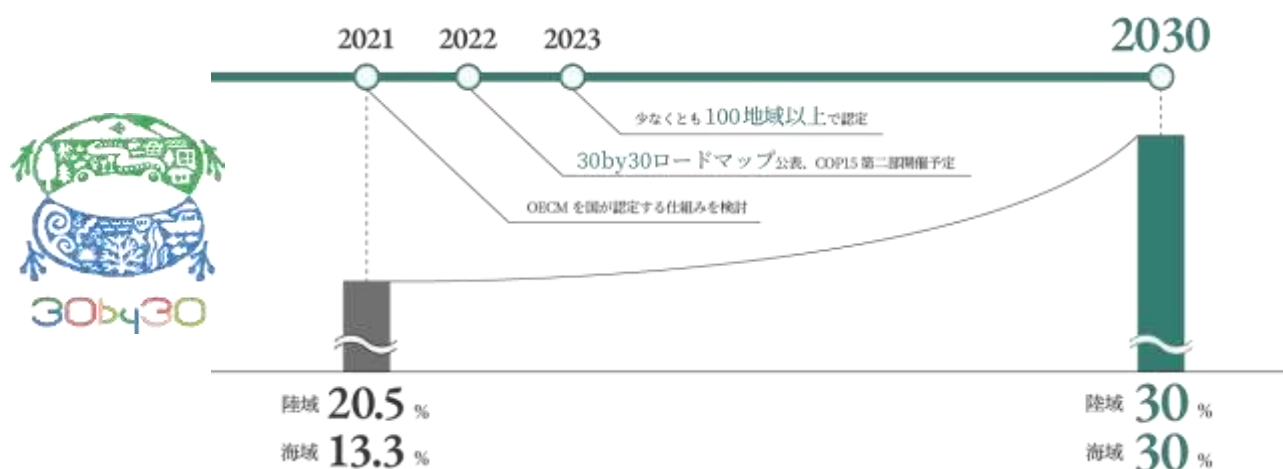
豊かな生物多様性※に支えられた生態系※は、人類が生存するために欠かせない安全な水や食料の安定的な供給に寄与するとともに、くらしの安心・安全を支え、さらには地域独自の文化を育む基盤となる恵みをもたらしてきました。人類は、こうした生態系サービス(自然の恵み)を利用して物質的な豊かさを手に入れてきましたが、近年、生物多様性※と生態系サービスは世界的に悪化し続けています。

自然界における光合成活動は大気中の二酸化炭素を吸収・固定するため、気候変動の緩和につながります。一方で、気候変動※は生物の生息・生育環境を大きく変えてしまいます。このように、生物多様性※の損失は気候変動※と互いに大きく関係し、気候変動※と並ぶ重大な地球環境問題となっています。

国は、1995(平成 7)年の最初の生物多様性国家戦略策定に続けて、日本の生物多様性※の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性※の保全に貢献するための中核的拠点として 1998(平成 10)年に「生物多様性センター」を設立し、情報基盤の構築や情報発信を行ってきています。

世界的には、2022(令和 4)年 12 月の生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP※15)では、COP※10 の愛知目標に続く世界目標として、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。2030 年ミッションとして「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性※を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性※の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」ことが掲げられ、4 つのゴールと 23 のターゲット(緊急行動)が示されました。ターゲットの中でも、陸域と海域の各30%を保全地域とする「30by30(サーティ・バイ・サーティ)※」が大きく注目されました。

このことを受けて、国は 2023(令和 5)年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、2030 年の自然再興(ネイチャーポジティブ)※の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性※・自然資本を守り活用するとしました。「30by30(サーティ・バイ・サーティ)※」に向けて、国立公園等の拡充のみならず、里地里山※や企業林や社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性※の保全が図られている土地を OECD※(Other Effective area-based Conservation Measures)として国際データベースに登録していく方針です。なお、本市内で OECD※に該当する地域はまだありません。



出典：生物多様性のための 30by30 アライアンス事務局 WEB サイト（環境省）

図 21 30by30(サーティ・バイ・サーティ)のロゴマークとロードマップ

(4) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs[※](Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)とは、誰 1 人取り残さない(包摂性)、様々な背景や特性がある人々が共存する(多様性)、持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015(平成 27)年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。2030(令和12)年を達成年限として、17 のゴール、169 のターゲット、231 の指標が設定されています。

SDGs[※]は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



図 17 SDGsの 17 の目標(The 17 goals)

出典：国際連合広報センター

(5) 日本の動向

国は、2024(令和 6)年 5 月に「第六次環境基本計画」を閣議決定しました。気候変動[※]、生物多様性[※]の損失、汚染を 3 つの世界的危機と捉え、地球の環境収容力を超えつつある環境危機と、文明の転換・社会変革の必要性を訴えています。そして計画の目的を「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング[※]」/高い生活の質」としています。

環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための重点戦略として、①「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築、②自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上、③環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり、④「ウェルビーイング[※]」/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かなくらしの実現に向けた取組の具体化、⑤「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装、⑥環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献、を示しています。

また、「第五次環境基本計画」から、地域循環共生圏[※]の概念が打ち出されています。これは、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカル SDGs 事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。自然資源を持続可能な形で活用していくとともに、自然環境を維持・回復していくことが前提となっています。

(6) 埼玉県動向

県は、2022(令和 4)年度から 2026(令和 8)年度を計画期間とする「埼玉県環境基本計画(第 5 次)」を推進しています。

気候変動[※]に関しては、2020(令和 2)年度から 2030(令和 12)年度を計画期間とする「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期)(改正版)」を推進し、国と同様に「2030(令和 12)年度における埼玉県の温室効果ガス[※]排出量を 2013(平成 25)年度比 46%削減」を目標に掲げています。また、同計画には地域気候変動適応計画[※]を包含しています。

環境問題に取り組む県民の方々への支援、県が直面している環境問題へ対応するための試験研究や環境面での国際貢献など、多面的な機能を有した環境科学の総合的中核機関として「埼玉県環境科学国際センター」を設置し、その中に「埼玉県気候変動適応センター[※]」「埼玉県生物多様性センター」を置いています。各センターは、環境学習、試験研究、国際貢献、情報公開の 4 つの役割を担っています。

循環型社会[※]の形成に関しては、2021(令和 3)年度から 2025(令和 7)年度を計画期間とする「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を推進しています。

生物多様性[※]保全に関しては、2024(令和 6)年度から 2031(令和 13)年度を計画期間とする「埼玉県生物多様性保全戦略」を推進しています。県で取り組むべき主な課題を、①30by30[※]の推進、②希少種保全の推進、③特定外来生物の被害拡大への対応、④野生動物の生息範囲拡大による被害地域の広域化への対応、⑤農業に由来する環境負荷[※]低減の推進、⑥生物多様性[※]保全に係る取組を支える基盤の整備、⑦生物多様性[※]保全活動支援の推進、⑧生物多様性[※]の認識・理解の向上、⑨森林、里地里山[※]などの公益的な機能を発揮させるための適切な維持管理、としています。



出典：埼玉県環境科学国際センターWEB サイト

図 22 埼玉県環境科学国際センター

(7) 本市の特性

本市は、古くから水が豊富で農業の盛んな地域であり、歴史的には河川・陸上交通の要衝として発展した地域です。近年は、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)幸手ICの開設に伴い、利便性向上や幸手中央地区産業団地の企業立地が強みとなっています。

ベッドタウン開発等により人口は 1995(平成 7)年に58,172 人になりましたが、その後減少に転じ、2025(令和 7)年 6 月 1 日現在の住民基本台帳では、人口 48,545 人、世帯数 23,596 世帯、世帯当たり人員 2.06 人、65 歳以上人口(老年人口)の割合 36.0%となっています。

市は、第6次幸手市総合振興計画(計画期間: 2019(平成 31)~2028(令和 10)年度)を策定し、2024(令和 6)年度からは同計画後期計画を開始したところです。2028(令和 10)年における目標人口を 4 万 7 千人として、市民と行政の協働のもと、人口減少・少子高齢化に係る重点課題の克服に取り組んでいます。

本市の主な特性は次のようなものがあげられます。

自然の特性

- ・ 晴天日と日照時間に恵まれている。
- ・ 旧利根川の沖積平野にあり、標高 4.7m(戸島地区)~15.9m(外国府間地区)の平坦な地形が広がる。
- ・ 関東平野の中央部が沈降する地殻変動(古河造盆地運動)により、自然本来では北西から河川が流れ込む地域である。
- ・ 一級河川の江戸川、中川、倉松川のほか、準用河川、普通河川、用排水路が巡り、地下水が豊富である。
- ・ 自然災害について、河川氾濫、低地・谷や凹状地の浸水、低地の軟弱地盤、落雷等に注意を要する。用排水施設の老朽化により農地への水害も懸念されている。
- ・ 田園風景の中に幸手駅周辺市街地や新たに開発された宅地が広がる。河川・水路を軸に、点在する屋敷林、公園の緑、工業団地の緑などが生態系※のネットワークを形成している。
- ・ 権現堂堤(行幸堤)、権現堂調節池(行幸湖)、高須賀池などが、多くの人が自然に親しむ場となっている。
- ・ 桜がシンボルで市の花に定められているほか、屋敷林や社寺境内などには高木・巨木・古木が見られ、楨が市の木に制定されている。

都市や土地利用の特性

- ・ 市の東を江戸川が南下し、これをはさんで千葉県野田市に接し、北部は中川及び権現堂川を境にして茨城県五霞町に接している。西部は久喜市に、南部は杉戸町に、それぞれ接している。
- ・ 埼玉県北東部、東京から 50km 圏に位置し、面積は 33.93km²。
- ・ 利根川水系の水運(権現堂河岸、関宿向河岸)、日光道中の幸手宿など、地域が栄えた歴史がある。
- ・ 国道 4 号及び国道4号バイパス、東武日光線幸手駅に加えて、圏央道幸手 IC 開設と都市計画道路の順次整備により交通の利便が高まっている。
- ・ 幸手工業団地、幸手ひばりヶ丘工業団地に加えて幸手中央地区産業団地が建設され、経済効果が期待される。
- ・ 幸手駅西口の一帯では、魅力ある都市機能の誘導も含め、良好な住環境を有した市街地形成に向け、幸手駅西口土地区画整理事業を推進している。
- ・ 都市公園は26か所、合計面積約 554 km²、1人あたり公園面積は約 11.33m²となっており、埼玉県平均(都市計画区域内)の約7.2m²を上回っている。(2024 年 4 月 1 日現在。)
- ・ 高度成長期以降に建設された公共施設が更新時期を迎えている。
- ・ 治水のための香日向調整池、大島新田調整池、上高野調整池が整備されている。
- ・ 全域が都市計画区域で、うち約 17%が市街化区域、約 83%が市街化調整区域となっている。
- ・ 地目(2023 年 1 月 1 日現在)において、田畑は約 48%を占め、2018 年比 1.2%減少、2003 年比 3.6%減少となっている。宅地は約 27%を占め、2018 年比 2.1%増加、2003 年比 34.0%増加となっている。

また、第 6 次総合振興計画前期計画の進捗評価と、前計画の振り返りからは、次のとおりの課題が見えてきます。

まちづくりの主な課題 (第 6 次総合振興計画後期計画より)	分野横断的に、 ・ 脱炭素(カーボンニュートラル)※の実現が求められている。 ・ 持続可能な社会の実現に向け、行政だけでなく、市民や事業者と協力した脱炭素(カーボンニュートラル)※の推進が求められている。 ・ 持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、SDGs※の目標達成に向けた取組を、総合振興計画の様々な施策と一体的に推進することが求められている。 防災・生活・環境分野で、 ・ 近年激甚化、頻発化する災害から市民の生命と身体、財産を守るため、危機管理体制や災害に強いまちづくりへの取組のさらなる強化が求められている。 ・ グリーンエネルギー(太陽光・風力・水力など)への転換など積極的な環境行政の推進が求められている。
資源・エネルギー分野(前計画)の進捗と課題	・ 市域の温室効果ガス※排出量削減について、従来は目標値を定めていなかったが、本計画以降は県統計に基づき排出量を推計し、「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことが求められている。 ・ 市民の省エネ省資源やエコドライブ、再エネ利用等に向けた情報発信・啓発、太陽光発電導入支援を行ってきており、今後も社会の状況に即した情報発信・啓発と国・県と連携した効果的な再エネ普及策が求められている。 ・ 公共施設のエネルギー対策(省エネ改修、再エネ・再エネ電力導入等)や、EV導入を計画的に進めていくことが求められている。 ・ 市民 1 人当たりのごみ排出量は減少傾向に転じたものの、コロナ禍以前よりも多く、また県平均よりも多い水準にあることから、一層の減量化が求められる。 ・ 事業系ごみは減少傾向にあり、一層の減量化が重要となっている。 ・ 資源化率は低下傾向にあり、特に集団回収量が落ち込んでいることも踏まえ、効果的な 4R※推進が求められている。 ・ 使用済み小型家電リサイクル、食品ロス削減、プラスチック資源循環も重要となっている。 ・ ごみ処理と資源化の効率的安定的な推進のため、杉戸町との広域処理体制の継続とともに、さらなる広域化も含めた長期的な処理体制の構築が求められている。 ・ 幸手市一般廃棄物最終処分場の将来の運用終了に備え、終了後の最終処分体制や跡地からの浸出水※等の管理を検討していくことが重要となっている。
自然・文化分野(前計画)の進捗と課題	・ 県営権現堂公園、高須賀池公園、平須賀北公園、平須賀南公園、神扇公園の整備が進んだが、今後は中心市街地での整備と既存施設の計画的な修繕・更新が必要となっている。 ・ 幸手中央地区産業団地では、周辺環境に配慮した緑の景観づくりが進められている。 ・ 計画的に整備された戸建て住宅地や産業団地では、緑に親しめる環境が形成されており、将来に向けてそれらの維持管理が重要となっている。 ・ 既存市街地について、良好な街並みの形成・保全が重要となっている。 ・ 県営権現堂公園や高須賀池公園では、自然・歴史の保全と活用が実行され、本市を代表する場となってきたが、樹木等の維持管理やボランティア人材の確保などが課題となっている。

健康・安全分野
(前計画)の進捗
と課題

- ・ 大気について著しい問題は見られないが、光化学オキシダント※の環境基準※超過が広域的に長く続く問題である。
- ・ 河川水質について著しい問題は見られないが、一部で汚濁が見られる。
- ・ 下水道は都市計画決定区域(577ha)の約 70%で利用可能で、今後は整備率向上とともに、経営の一層の効率化が必要となっている。
- ・ 浄化槽普及の啓発と支援、農業集落排水の接続啓発を行ってきたが、今後は人口動向を踏まえながら、地域に適した生活排水処理を普及させることが必要となっている。
- ・ 気候変動※が進んでいることから、風水害や落雷被害の増大、熱中症の増大、蚊などが媒介する感染症の発生、農作物への影響等に対応していくことが必要である。

学習・交流分野及
び体制分野(前計
画)の進捗と課題

- ・ 地域学習や社会教育の拠点として、幸手市郷土資料館を運営している。1988(昭和 63)年度から 15 年の歳月をかけて行った市史編さん事業の成果を最大限に活用した施設で、資料の展示公開や各種講座をはじめ、ボランティアの育成や情報発信などを行っている。
- ・ 市は廃棄物減量等推進員を市民の中から委嘱し、4R※活動や集積所パトロールなどをお願いしており、今後も活動の継続が必要である。
- ・ 前計画策定の市民会議を継承する形で、さって市民環境ネットが発足し、環境学習などの活動を行ってきた。
- ・ 環境づくりに関して、幸手権現堂桜堤保存会、幸手市コミュニティづくり推進協議会などの活動が行われている。
- ・ 市民活動全般的に、少子化・高齢化の影響もあって、活動人数や新たな人材の確保、組織の維持が課題となっている。
- ・ 前計画の進捗管理では、市民参画、環境審議会での審議といった面が課題となった。

(8) 市民アンケートに見る地域環境に対する評価

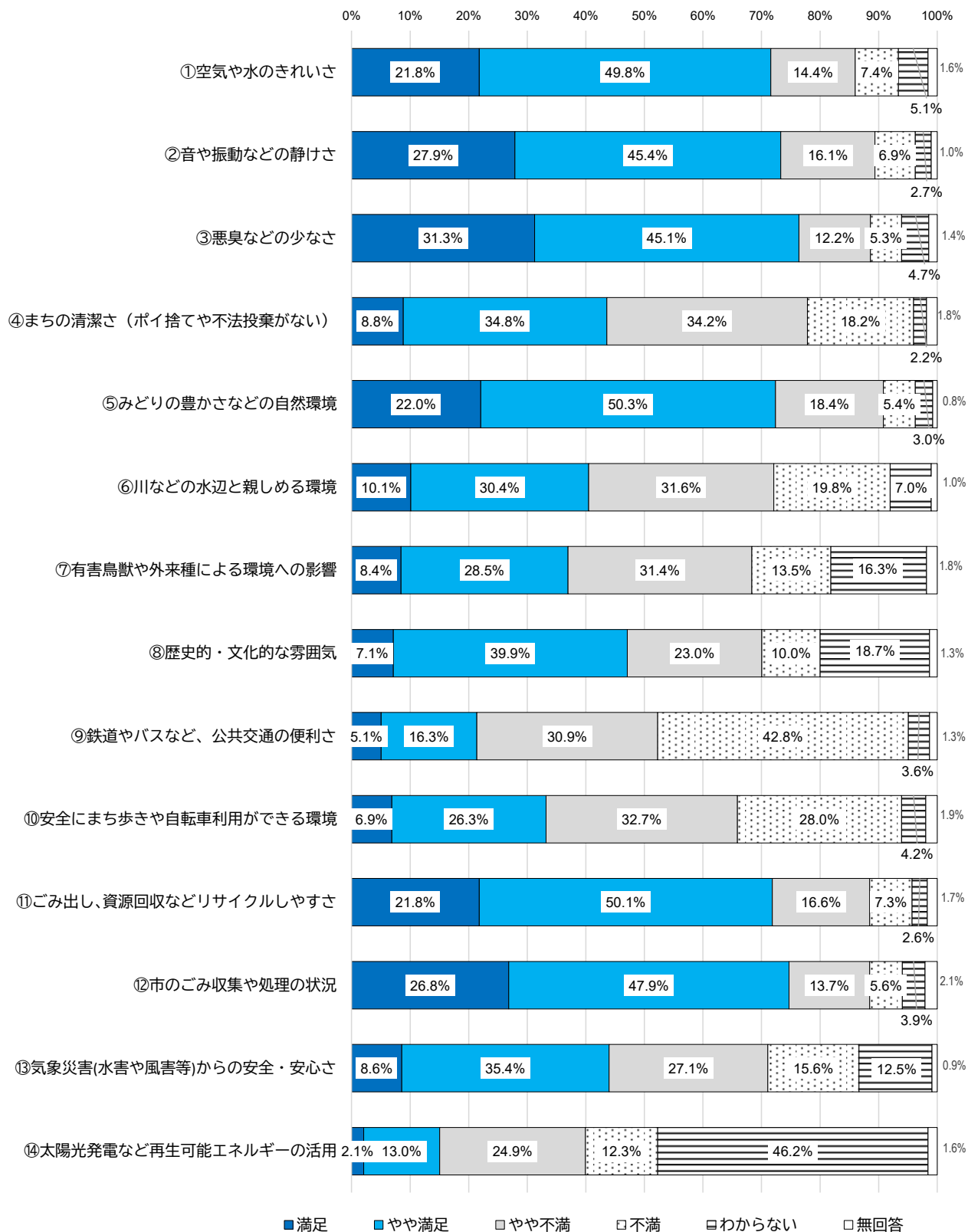
本計画の策定のため、令和 6(2024)年 3 月に、市民 2,000 人を対象としたアンケートを実施しました。771 人からの回答があり、回答率は 38.6%となりました。

その中で、市域の地域環境に対してどのように思うかを質問した結果、図 23 のような回答となりました。

「満足」「やや満足」を合わせた満足度の高いものから、「③悪臭など少なさ」「⑫市のごみ収集や処理の状況」「②音や振動などの静けさ」「⑤みどりの豊かさなどの自然環境」「⑪ごみ出し、資源回収などリサイクルしやすさ」「①空気や水のきれいさ」の順となっています。

反対に「やや不満」「不満」を合わせた不満足度を見ると、「⑨鉄道やバスなど、公共交通の便利さ」「⑩安全にまち歩きや自転車利用ができる環境」「④まちの清潔さ(ポイ捨てや不法投棄がない)」「⑥川などの水辺と親しめる環境」の順となっています。

質問 幸手市の環境について、それぞれの項目であてはまるものを1つ選んでください



(注)四捨五入により表示の合計値が100%にならない場合がある

図 23 市民アンケート結果

また、ここ10年の間での緑の量の変化について質問した結果、図 24 のような回答となりました。
「やや減っている」「減っている」を合わせて過半となっています。

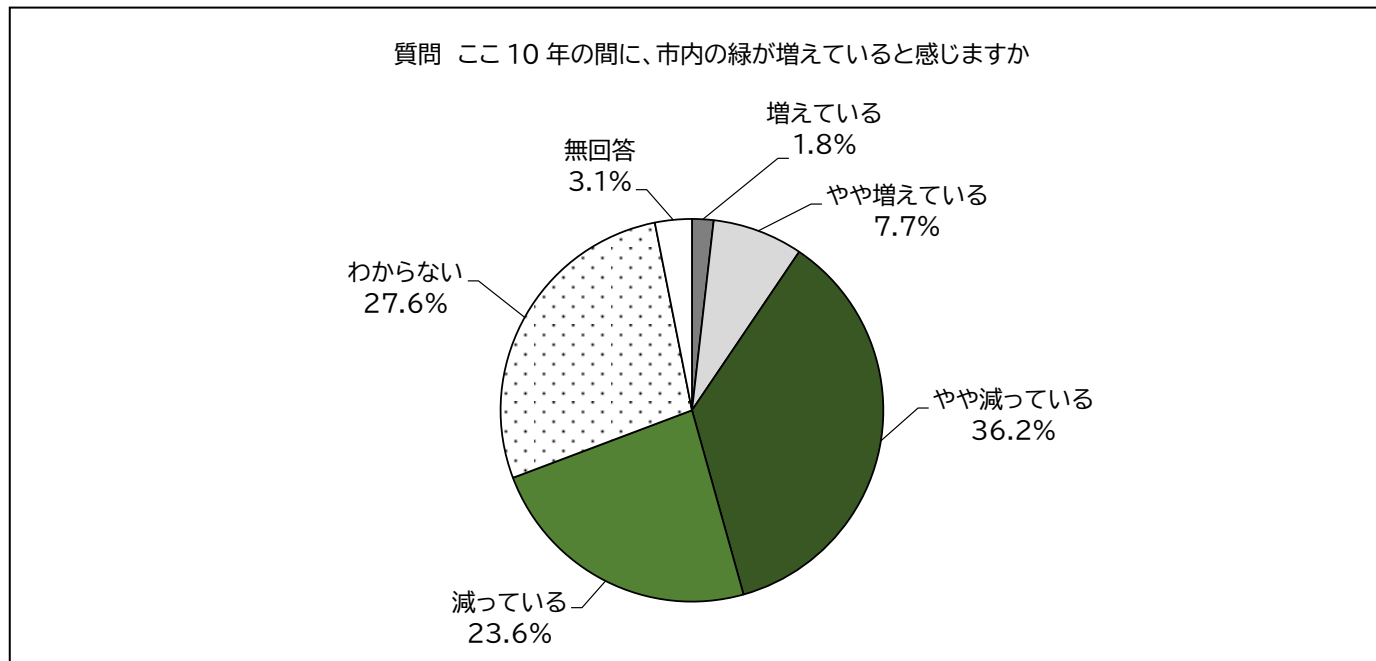


図 24 市民アンケート結果

さらに自身が豊かだと感じる緑を選択してもらった結果、図 25 のような回答となりました。
回答の多いものから、「公園・緑地の緑」「田畑等の農地の緑」「河川(河川敷)や水辺の緑」の順となっています。

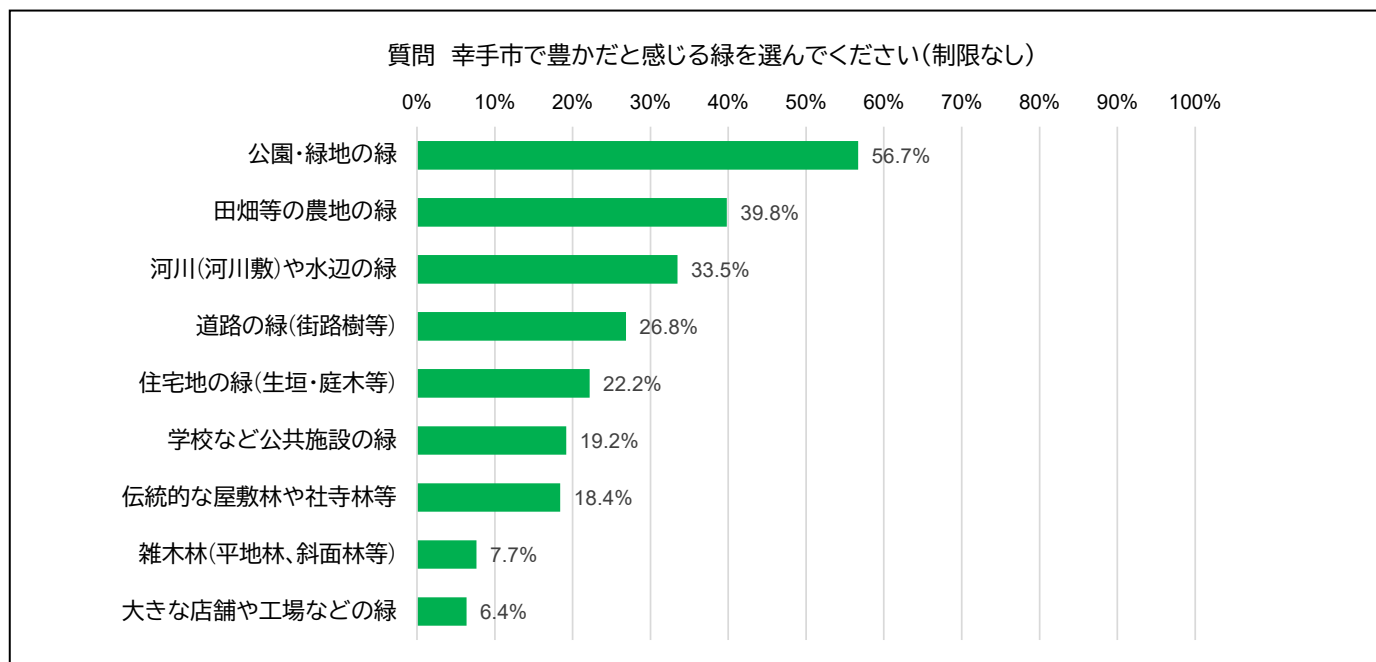


図 25 市民アンケート結果

(9) 市域の温室効果ガス（GHG）排出量の推移

市域の温室効果ガス※(GHG)排出量の推移については、以下のような特徴があります。

- 本市における温室効果ガス※排出量は 2012(平成 24)年度がピークで、減少傾向にあります。2021(令和 3)年度は 241.2 千 t-CO₂ で、国・県の基準年度である 2013(平成 25)年度から約 18%減となっています。
- 温室効果ガス※(GHG)の 96%を占めるエネルギー起源 CO₂※の 2021(令和 3)年度の排出量は 231.6 千 t-CO₂ で、2013(平成 25)年度から約 18%減となっています。減少した要因としては、2013(平成 25)年度からのエネルギー需要の減少に加えて、エネルギー利用効率の向上、電力排出係数の低減などが考えられます。エネルギー起源 CO₂※部門別割合は、産業 27.5%、業務その他 21.7%、家庭 23.1%、運輸 27.7%となっています。
- 2013(平成 25)年度から 2021(令和 3)年度までの推移を部門別にみると、2013(平成 25)年度から、産業部門は 3.5%減、業務その他部門は 19.2%減、家庭部門は 32.4%減、運輸部門は 16.2%減となっています。
- 一般廃棄物の焼却による排出量は、2013(平成 25)年度から 2021(令和 3)年度までに 2.3%増となっています。

表 2 市域の温室効果ガス(GHG)排出量の推移(単位:千 t-CO₂)

部門	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
エネルギー起源 CO ₂ 計	256.4	251.8	244.9	253.5	274.1	285.4	283.7	269.5	272.5	258.8	271.3	254.4	234.0	232.7	231.6
産業部門	66.9	62.7	60.5	60.1	61.8	64.5	66.0	69.4	69.2	70.0	80.5	68.7	60.6	66.4	63.7
業務その他部門	46.2	47.5	46.0	47.6	61.8	63.9	62.1	56.7	60.1	53.9	51.1	50.6	47.6	44.7	50.2
家庭部門	63.7	64.6	61.0	67.8	73.1	78.9	79.1	69.0	69.0	61.2	66.6	62.9	54.9	57.1	53.5
運輸部門	79.5	77.1	77.5	78.0	77.4	78.0	76.6	74.4	74.2	73.7	73.2	72.2	70.9	64.5	64.2
非エネルギー起源 GHG 計	10.2	10.0	9.8	9.7	10.1	10.2	10.2	10.5	10.2	10.1	10.0	10.0	9.9	10.0	9.7
水田	5.2	5.16	4.96	4.96	4.96	4.96	5	4.92	4.8	4.72	4.76	4.76	4.72	4.72	4.4
一般廃棄物の焼却	4.1	3.8	4.1	4.0	4.3	4.4	4.4	4.8	4.6	4.6	4.4	4.4	4.4	4.5	4.5
生活・商業排水処理	0.96	0.99	0.73	0.82	0.84	0.85	0.83	0.82	0.81	0.82	0.81	0.80	0.80	0.79	0.78
温室効果ガス (GHG)合計	266.6	261.8	254.7	263.2	284.2	295.6	294.0	280.1	282.7	268.9	281.3	264.4	244.0	242.7	241.2

2023 年度埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書（2021 年度算定値）に基づき作成

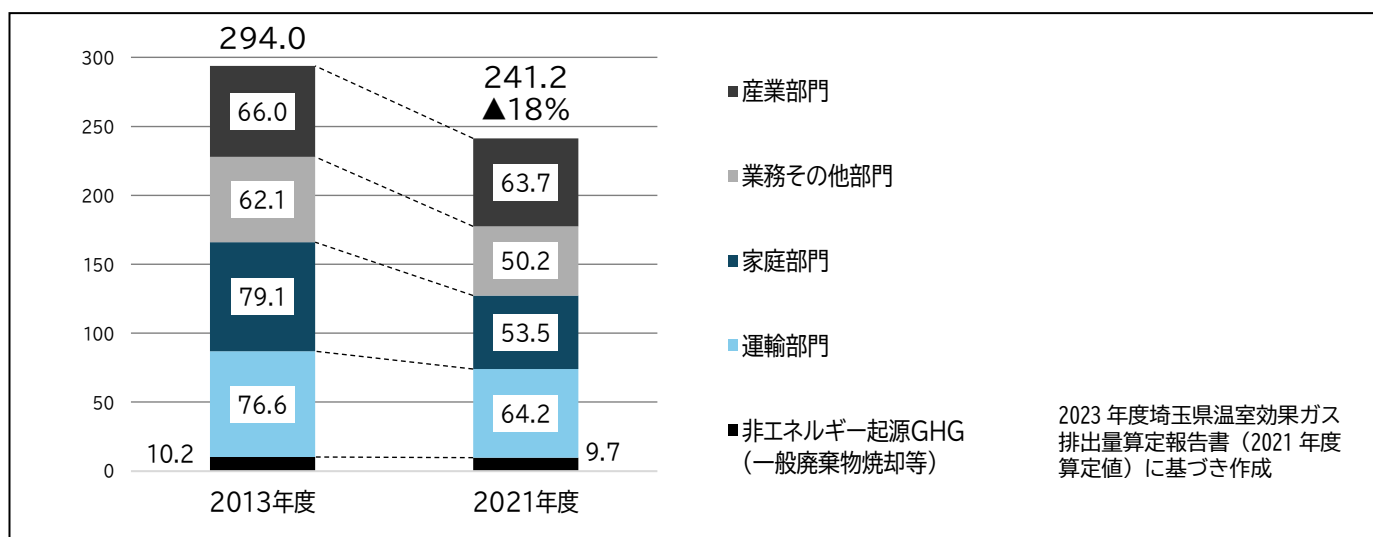
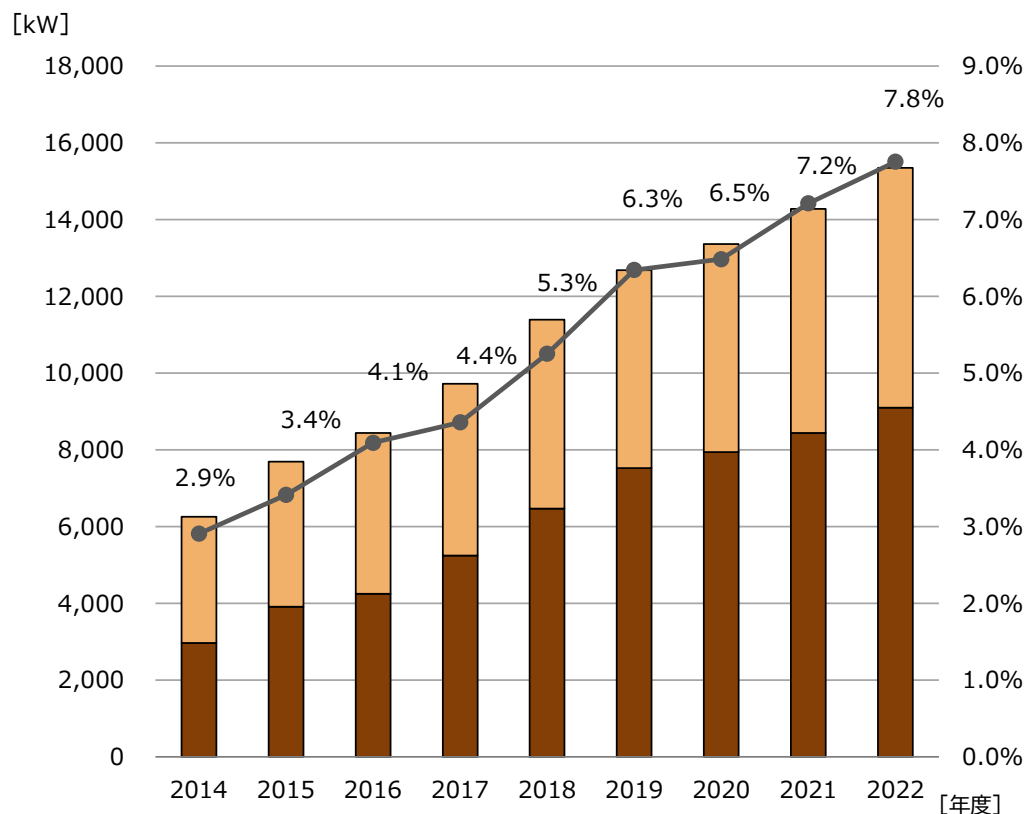


図 26 市域の温室効果ガス(GHG)排出量の推移(単位:千 t-CO₂)

(10) 市域の再生可能エネルギーの導入設備容量の推移

市域の再生可能エネルギー※の導入設備容量の推移については、以下のような特徴があります。

- 本市の FIT※制度(固定価格買取制度)による再生可能エネルギー※(電気)について、導入設備容量累積は増加してきており、2022(令和4)年度には15,342kWに達しています。
- 導入設備は全て太陽光発電で、設備容量の59%が10kW以上、41%が10kW未満です。



■ 太陽光発電(10kW未満)
 ■ 太陽光発電(10kW以上)
 ● 対電気使用量FIT・FIP導入比

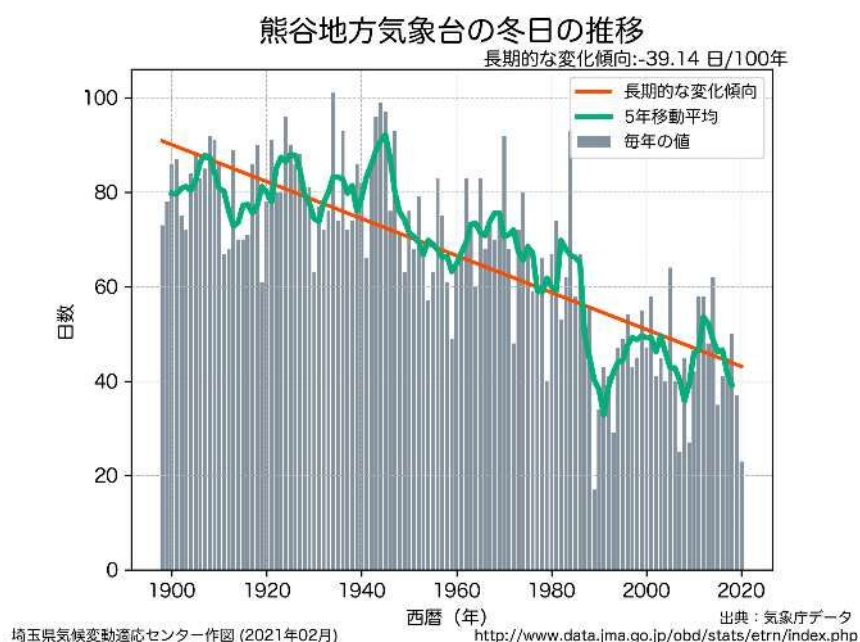
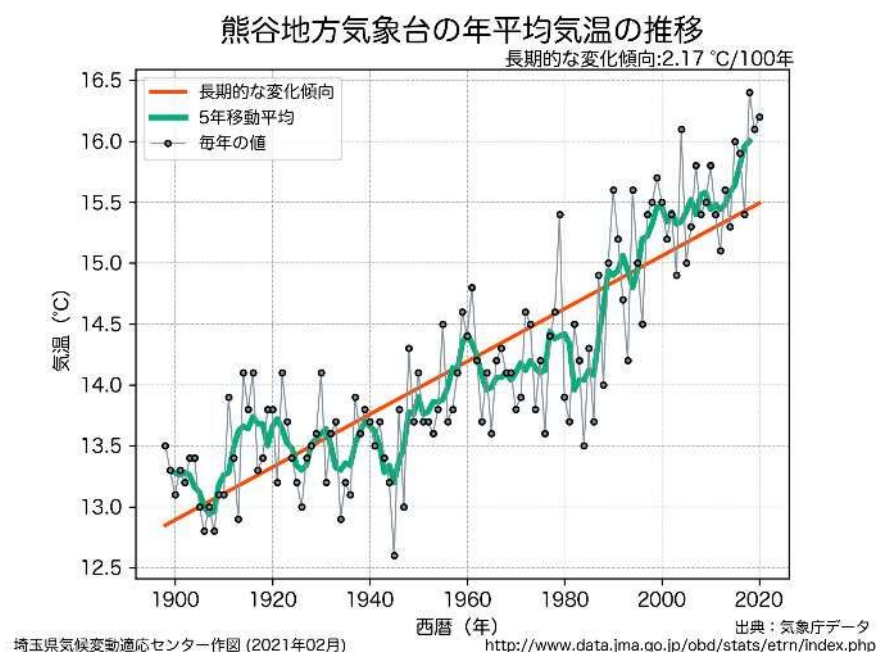
(注) 対電気使用量 FIT・FIP 導入比とは、区域の FIT・FIP 制度による再生可能エネルギーの発電電力量(の合計値)を、区域の電気使用量(総合エネルギー統計及び都道府県別エネルギー消費統計からの按分による推計値)で除した値。

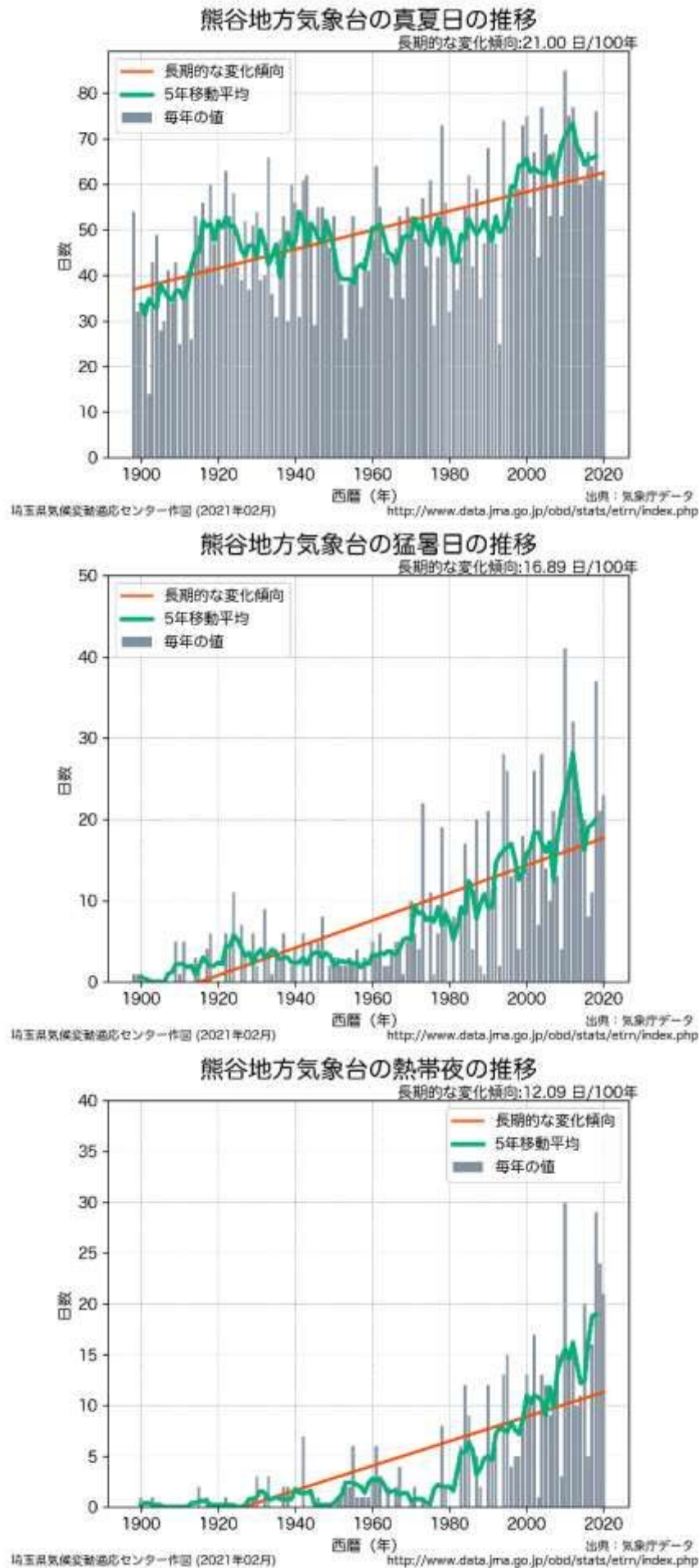
自治体排出量カルテ(環境省)に基づき作成

図 27 市域の再生可能エネルギーの導入設備容量の推移(累積)

(11) 気象の推移

- 50年以上の長期の観測期間をもつ「熊谷地方気象台」における観測データから、年平均気温に長期的な上昇傾向が見られます。
- 寒い日の指標である冬日(日最低気温が 0℃未満の日)の日数に、長期的な減少傾向が見られます。
- 暑い日の指標である真夏日(日最高気温が 30℃以上の日)、猛暑日(日最高気温が 35℃以上の日)、熱帯夜(日最低気温が 25℃以上の日)の日数に、それぞれ長期的な増加傾向が見られます。





出典: 埼玉県気候変動適応センター

図 28 熊谷地方気象台観測データの長期的な推移

※が付いた語句について資料編に用語解説があります